

原町第二小学校いじめ防止基本方針

南相馬市立原町第二小学校

I 基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義

学校の内外を問わず、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの。(インターネット・携帯電話を通じて行われるものを含む。)「重大事態」とはいじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるものや、いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるものをいう。

(2) いじめの態様

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧インターネットや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(3) いじめの構造

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つことが多い。傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級・学校経営を行う。

2 いじめに対する基本認識

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学級・学校をつくる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめている子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

3 未然防止に向けて

学校は人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子ども達の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 道徳、特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (2) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (3) 学校生活や学校外生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を図る。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備を行う。
- (7) インターネット、携帯電話を通じて行われるいじめを防止するための必要な啓発活動を行う。
- (8) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (9) 生徒指導協議会で、全職員が児童の実態を把握、共通理解することに努める。
- (10) 特に配慮を要する児童(特別支援児童等)については、その発達上の特性がいじめ問題につながる
ソーシャルスキル教育
ことがないように、日頃から人権教育やS S Eの充実を図る。

4 早期発見に向けて

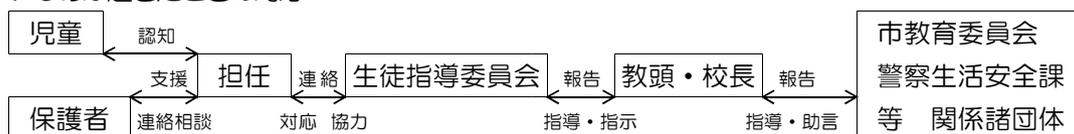
いじめは大人の目の届きにくい所で発生していることから、学校・家庭・地域社会で実態把握に努める。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。(個別面談、月1回のアンケート調査、生活ノート等)
- (2) 子どもの行動を注視する。(表情や言動、友人関係、出欠席状況、年2回のhyper-QUの実施・分析等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(電話、連絡ノート、2ヶ月に一度のアンケート調査、家庭訪問、PTAの諸会議等)
- (4) 地域と日常的に連携する。(関係機関との情報共有、学校評議員、幼・小・中学校の情報交換等)

5 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。また、その結果等を南相馬市教育委員会学校教育課へ報告する。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に南相馬警察署生活安全課に相談して協力を求める。
- (6) インターネット、携帯等によるいじめが生じた時は関係機関と連携し、いじめに係る情報の削除を求める。
- (7) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (8) いじめが起きたときの対応



II 原町第二小学校いじめ問題対策連絡協議会

いじめ防止体制を整備し、いじめ未然防止と早期解消に実効的に取り組むために「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。委員は次のとおりとし、定期協議会を開催し、いじめの実態把握と対応方針等について協議する。ただし、重大事態等が発生した場合には、臨時いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめの解消について協議する。

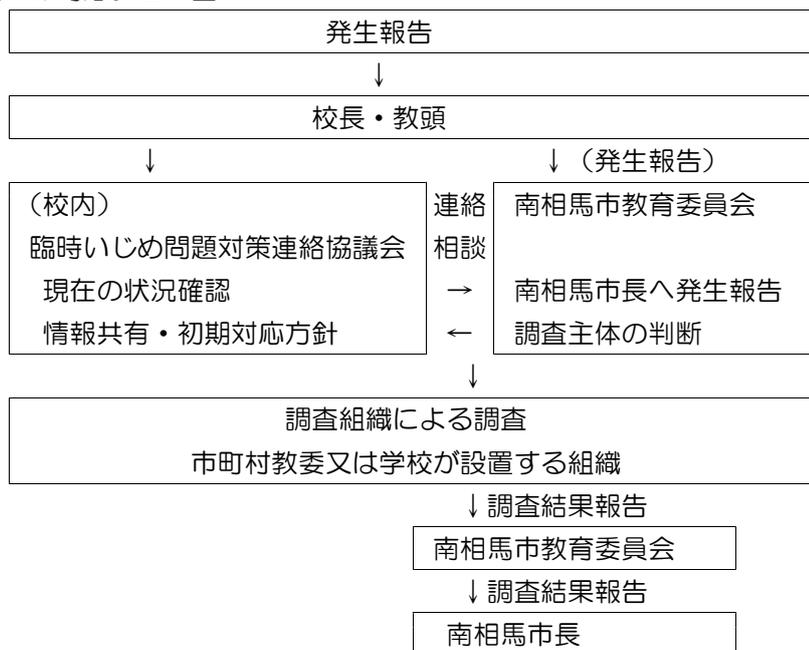
	職 名 等	氏 名
1	学 校 評 議 員	
2	ス ク ー ル カ ウ ン セ ラ ー	
3	校 長	
4	教 頭	
5	生 徒 指 導 主 事	
6	養 護 教 諭	

III 重大事態への対処

1 重大事態の定義

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 等
- (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- (3) 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき

2 重大事態への対応フロー図



IV 関係機関

- 福島地方方法務局相馬支局 (☎ 36-3413)
 - ・不当な差別情報等に関する人権相談
 - ・インターネット・携帯電話によるいじめの解決 (削除の申し出, 発言者情報の開示請求)
- 南相馬警察生活安全課 (☎ 22-2191)
 - ・少年補導
 - ・声かけ事案
 - ・街頭補導
 - ・防犯教室
- 南相馬地区学校警察連絡協議会 (事務局)
 - ・少年補導
 - ・街頭補導等
- 福島県浜児童相談所南相馬相談室 (☎ 26-1135)
 - ・児童虐待相談
 - ・発達障がい相談
 - ・非行相談
 - ・しつけ相談
- 福島県教育庁相双教育事務所 (☎ 26-1317)
 - ・県緊急スクールカウンセラー等派遣事業
 - ・スクールソーシャルワーカーの派遣
- 福島県精神保健福祉協会「ふくしま心のケアセンター」(原町保健センター内 ☎ 080-1662-3274)
 - ・引きこもり
 - ・不登校
 - ・精神疾患の疑い
- 主任児童委員 (児童委員) (南相馬市社会福祉協議会 ☎ 24-3415)
 - ・家庭環境等の把握 (母子家庭, 児童虐待, 不登校, 非行等)
- 南相馬市適応指導教室 (やすらぎ広場 ☎ 24-1500, さくら教室・紅梅教室 ☎ 46-1420)
 - ・学校生活や家庭生活などの悩みや心配ごとについての来所相談・電話相談
 - ・不登校 (傾向) 児童生徒の生活・学習改善に向けた指導・助言
 - ・臨床心理士による「心のケア相談会」(年10回)
- 家庭児童相談室 (南相馬市役所男女共同こども課) (☎ 23-7464)
 - ・子どもの家庭における適正な養育や児童福祉に関する相談
 - ・発達障がいに関する相談
- 学校教育支援センター (☎ 24-1500)
 - ・生徒指導研修会
- 子育て支援センター (☎ 24-4558)
 - ・就学前の幼児を対象に, 子育てに関する相談
- ホットラインセンター (財団法人インターネット協会 FAX 03-6435-6695)
 - ・違法, 有害情報の通報窓口
 - ・プロバイダや電子掲示板の管理者に対する削除依頼, 関係機関への情報提供
- 違法・有害情報相談センター (社団法人テレコムサービス協会 ☎ 03-5644-7500)
 - ・学校関係者などを対象に, インターネット環境における違法・有害情報, 安心・安全にかかわる無料相談, 違法・有害情報の削除依頼